

2019年7月25日
全国港湾19発第11号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



公文第90号(3月20日付)に基づく実力行使の解除指示について

7月25日(木)に開催した第9回中央港湾団交で、仮協定書(案)と確認書(案)が提示された。組合側で、内部検討した結果、一部修正提案を行った。日港協がこれを了承し、16:10に合意し、妥結したことから、ストライキ解除を確認した。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

18発公文第90号に基づく実力行動。3月31日(日)以降の毎日曜の始業時から、翌日始業時までの24時間ストライキは、7月25日(木)16時10分をもって解除する。各単組・地区港湾は、スト解除について内部周知を徹底されたい。

以上

<添付> 公文9号 実力行使の解除について